

# 条件明示書

(令和5・6年度 広島高速機械設備保守点検等業務)

## 第1 業務の積算について

### 1 積算基準

(1) 建築保全業務積算基準 平成 30 年版

### 2 歩掛り

(1) 建築保全業務積算要領 平成 30 年版(令和 2 年 6 月 15 日改定)

(以下、「積算要領」という)

### 3 労務単価

(1) 令和4年度建築保全業務労務単価

(2) 公共工事設計労務単価(広島県 令和4年3月)

### 4 その他

(1) 積算資料 建築施工単価 ‘22・秋号

(2) 土木工事設計資材単価表(広島県 令和4年10月改訂)

ただし、上記積算資料にない資材単価は、物価資料(建設物価・積算資料)の令和4年10月版によるものとする。

## 第2 点検作業について

### 1 施工時間帯

(1) 昼間作業 9時から17時まで(準備・後片付け等を含む)

(2) 規制作業 9時30分から16時30分まで(準備・後片付け等を含む)

### 2 関連業者

受注者は、本業務と関連する関係者と十分に協議のうえ、相互協力して円滑な施工に努めること。

(1) 公社保守業者(電気通信設備保守点検、ETC 設備保守点検等)

(2) 公社交通管制業者

(3) 公社が発注する工事・業務の施工業者

(4) その他関連業者

### 3 交通規制について

本業務の点検作業においては、交通誘導員の配置を見込んでいない。ただし、施設補修においては、「第3 施設補修について」に示すとおり見込んでいる。

### 4 旅費・交通費について

点検に関する旅費・交通費は業務管理費で計上している。

なお、本業務の受注者には、ETC 業務用プレート及び作業用通行証を貸与する予定であるため、有料道路利用料は計上しない。

### 5 空気調和設備について

「機械室、屋上その他隣接する場所に同種の機器が複数台設置されている場合」に該当する条件は、直線距離が 50m以内かつ徒歩にて移動可能な場所としている。該当場所は下表のとおり。

表1 近接場所の対象一覧

番号	設置場所
1	広島東料金事務所、福田電気室
2	温品管理棟、温品無線基地局、温品料金所
3	福田料金所、福田機械室
4	間所料金所入口、出口
5	馬木料金所、待機室
6	府中料金所入口、出口
7	東雲料金所入口、出口
8	宇品料金所入口、出口
9	沼田料金所入口、出口、待機室

### 6 水質検査について

高速1号線 温品 PA 給水設備(受水槽及び高置水槽)の点検における水張り終了後、各槽において水質検査(5項目の簡易検査)を見込んでいる。

### 7 ホイスト式天井クレーンについて

#### (1) 点検項目

天井クレーンの定期自主検査指針に基づき、検査項目を点検しなければならない。定期自主検査(年次)においては、荷重試験を実施しなければならない。

#### (2) 荷重試験

雪氷施設内に保管してある雪氷対策用の塩(1トン)を用いて実施すること。

### 第3 施設補修について

#### 1 緊急対応

機械設備に関する緊急対応について以下のとおり見込んでいる。なお、増減が生じた場合は、監督員と協議を行い、変更契約の対象とする。

##### (1) 緊急対応件数

ア 令和5年度	40 件
イ 令和6年度	40 件

##### (2) 労務費

1件あたりの労務費として、以下のとおり見込んでいる。

##### ア 調査(昼間)

(a) 保全技師補	1 人日
(b) 保全技術員	1 人日

##### イ 復旧(昼間)

(a) 保全技師補	1 人日
(b) 保全技術員	1 人日

##### (3) 安全管理(交通規制)

各年度の交通規制は、平日昼間において図5規制(30日)、図6規制(10日)で見込んでいる。なお、各1回あたりの作業内容として、以下のとおり見込んでいる。

##### ア 図5規制

(a) 交通誘導員 A	1 人日
(b) サインライト	1 台日
(c) バリケード矢印板	3 台日
(d) 標識車	1 台日
(e) 作業車	1 台日

##### イ 図6規制

(a) 交通誘導員 A	1 人日
(b) サインライト	1 台日
(c) バリケード矢印板	8 台日
(d) 標識車	1 台日
(e) 作業車	1 台日

表2 保安機材等の仕様一覧

対象機材	仕様
サインライト	大型 1,940×2,000mm
バリケード矢印板	板 900×600 溶融亜鉛めっき
標識車	トラック 2t 積
作業車	高所作業車 トラック架装・垂直昇降・プラットフォーム型 作業床高 9.9m 積載荷重 1,000kg

(4) 業務管理費及び一般管理費等

対応した機器に応じ、積算要領の区分により積算を行う。

## 2 道路使用許可

道路使用許可申請書は、作業前までに広島県警察(業務対象場所の管轄署)に提出し許可を得なければならない。なお、点検報告提出時に県警受理印の書類(写し)を提出すること。

道路使用許可申請書が必要となる点検等は、「道路上に車両の駐停車が必要となる点検(料金所含む)」とする。なお、空調設備等の緊急対応に対応するため、5月から10月までは必須とする。